

岡山大学における教育訓練に関する取り組み

縦木勝巳

岡山大学自然生命科学支援センター 動物資源部門

今から約 10 年前、3Rs の概念が導入された改正「動物の愛護及び管理に関する法律」が施行され、この法律の施行にあわせて「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」がそれぞれ法を所掌する環境省と大学を所管する文部科学省から告示された。これらにより動物実験は、現行の自主的に策定した機関内規程の基づく機関管理を実施することが求められるようになった。特に、「教育訓練」の文言は上記の基本指針にて初めて明記されたものではあったが、機関内規程を自主的に策定し、自らの手で動物実験の実施を管理してゆくという性格上、これの実効性向上は機関管理体制の要の一つであると言えよう。

このような背景もあって岡山大学では動物実験施設の利用者対象の講義に加え、動物実験委員会による講義形式の教育訓練を制度化した。しかし、本学のような総合大学では（1）それぞれの学部で実験動物に対する考え方の学術的な背景が若干異なっていること、（2）教育訓練の対象となる学生数が多く、毎年度その入れ替わりも激しいこと、（3）様々な学部等のカリキュラムの隙間を縫って実施しなければならないので一回あたりに確保できる講義時間に制限があること、といった制約があってこれまでの講義形式の教育訓練を漫然と実施しても形式的なものに陥ってしまう可能性が考えられた。そこで本学では機関管理体制の要に位置する教育訓練を形式的なものとしないうちに平成 26 年度～平成 27 年度にかけて教育訓練の実施形態の変更を行い、講義形式の教育訓練に加え、すでに本学が導入していた e-learning システムを用いた知識確認試験を実施することとした。

この本学で新たに導入した試験は単なる振るい落としの試験ではない。すなわち、この試験を「動物実験責任者や動物実験実施者等が動物実験に関する知識を確認するための試験」と位置づけ、知識習得にそれほど積極的ではない研究者や学生を単純に振るい落とすことを目的とせず、そういった者たちも自然と知識を身に付くといった点を志向したものである。そのためにより実践的な試験問題の選別と模範解答及びその解説の充実化を図った。そして、これの作成には、現場をよく知る技術職員が中心となって関与する制度を取り入れた。本発表では、本学でのこの取り組みを紹介し、動物実験に関する機関内管理の実効性を高める方策について考察したい。